
種 別： 判例研究

タイトル： 不正競争防止法（平成 27 年法律第 54 号による改正前のもの）21 条 1 項 3 号にいう「不正の利益を得る目的」があるとされた事例について

著 者： 佐藤 結美

所 収： 『上智法学論集』第 64 卷 3-4 合併号（令和 3 年 3 月）315-321 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

判例研究

不正競争防止法（平成27年法律第54号による改正前のもの）21条1項3号にいう「不正の利益を得る目的」があるとされた事例について

佐藤 結美

最高裁判平成30年12月3日第二小法廷決定（平成30年（あ）第582号、不正競争防止法違反被告事件）刑集72巻6号569頁

【事実の概要】

被告人は、自動車の開発、製造、売買等を業とするA自動車株式会社（以下、A社とする）で主に商品企画業務に従事していたが、B自動車株式会社（以下、B社とする）への就職が決まり、平成25年7月31日付けでA社を退職することとなった。

被告人は、①平成25年7月16日、A社パソコンに保存していた自動車の商品企画に関する情報などであるデータファイルが含まれたフォルダを会社パソコンから自己所有のハードディスクに転送させて同データファイルの複製を作成し、②同27日、同様の方法で自動車の商品企画に関する情報などであるデータファイルの複製を作成した。以上の事実につき、被告人は平成27年改正前の不正競争防止法違反21条1項3号ロ（営業秘密不正領得罪）に当たるとして起訴された。

第1審判決（横浜地判平成28・10・31）は、被告人のデータファイルの複製の作成につき、被告人にはこれらの情報を転職先等で直接的又は間接的に参考にして活用しようとしたなどといった不正の利益を図る目的があったものとして、同罪の成立を認め、原判決（東京高判平成30・3・20）もこれを是認したの

で、被告人が上告した。

弁護人は、(1) ①の複製の作成は業務関係データの整理を目的とし、②の複製の作成は、記念写真の回収を目的としたものであって、いずれも被告人に転職先等で直接的又は間接的に参考にするなどといった目的はなかった、(2) 「不正の利益を得る目的」があるというためには、正当な目的・事情がないことに加え、当罰性の高い目的が認定されなければならない、情報を転職先等で直接的又は間接的に参考にするなどという曖昧な目的はこれに当たらないなどと主張した。

【決定要旨】

上告棄却。

「被告人は、勤務先を退職し同業他社へ転職する直前に勤務先の営業秘密である…各データファイルを私物のハードディスクに複製しているところ、当該複製は勤務先の業務遂行の目的によるものではなく、その他の正当な目的をうかがわせる事情もないこと等の本件事実関係によれば、当該複製が被告人自身又は転職先その他の勤務先以外の第三者のために退職後に利用することを目的としたものであったことは合理的に推認できるから、被告人には法21条1項3号にいう『不正の利益を得る目的』があったといえる」。

【評釈】

1. 問題の所在

不正競争防止法21条1項3号における営業秘密不正領得罪⁽¹⁾は、営業秘密

(1) 立案担当者の解説によると、「領得」とは「営業秘密を保有者から示された者が、その営業秘密を管理する任務に背いて権限なく営業秘密を保有者の管理支配外に置く意思の発現行為」である。領得の方法として、21条1項3号は、①営業秘密記録媒体等又は営業秘密が化体された物件を横領する行為(3号イ)、②営業秘密記録媒体等の記載もしくは記録について、又は営業秘密が化体された物件について、その複製を作成する行為(3号ロ)、③営業秘密記録媒体等の記載又は記録であって、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮装する行為(3号ハ)を処罰対象とする。

経済産業省知的財産政策室(編)『逐条解説 不正競争防止法〔第2版〕』(商事法務・2019年)263頁参照。

を保有者から示された者が、不正の利益を得る目的又はその保有者に損害を加える目的で、営業秘密の管理に係る任務に背き、不正競争防止法所定の行為態様によって営業秘密を不正に領得した場合に成立する。本件事例の被告人は勤務先の営業秘密であるデータファイルを私物のハードディスクに複製していることから、改正前の不正競争防止法21条1項3号口に該当すると判断されたが、会社の業務遂行以外の目的で複製を作成したとされる被告人につき、「不正の利益を得る目的」があったか否かが問題となった。

2. 「不正の利益を得る目的」の意義

営業秘密侵害罪は平成15年の不正競争防止法改正で導入され、営業秘密を不正に取得、使用又は開示する行為が処罰対象となっていたが、目的要件は「不正の競争の目的」とされていた。不正競争目的に限定されていた趣旨は、内部告発や取材活動等を目的とする行為を処罰範囲から除外することであった⁽²⁾が、競争関係の存在を前提としない加害行為や外国政府等を利する目的等による営業秘密侵害行為が処罰されないことが問題視されたことにより、平成21年の法改正を経て「不正の利益を得る目的」が目的要件となった。

立案担当者の解説によると、21条1項3号における「不正の利益を得る目的」とは、「公序良俗又は信義則に反する形で不当な利益を図る目的」とされており、その目的とする利益は経済的利益か非経済的利益かを問わない⁽³⁾。したがって、「退職の記念」「思い出のため」といった自己の満足を図る目的であっても、直ちに「図利加害目的」が否定されるとは限らず、個別の事情によっては図利加害目的が肯定される例もあるとされる⁽⁴⁾。

このような解説に対して、学説では次のような見解の対立がある。まず、①背任罪における図利加害目的と同様に「主として本人（本罪では営業秘密保有者）のため」に行った場合を処罰範囲から除外するとともに（消極的動機説）、「主として正当な社内活動のため」、「主として違法行為の是正のため」あるいは「主として正当な報道のため」に行った場合には営業秘密侵害罪における図利加害目的を否定する⁽⁵⁾という見解が主張されている。これに対して、②営

(2) 経済産業省産業構造審議会知的財産政策部会「不正競争防止法の見直しの方向性について」（2005年）10～11頁。

(3) 経産省（編）・前掲注（1）256～257頁。

(4) 経産省（編）・前掲注（1）257頁。

(5) 玉井克哉「営業秘密侵害罪における図利加害の目的」警察学論集68巻12号（2015年）58頁。

業秘密侵害罪における目的要件には処罰範囲限定のための役割があることから、背任罪と同様に本人のためにする行為でなければ目的要件を満たすと解すべきではなく、21条1項3号の目的要件を「近い将来予定される使用又は開示により、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的」とする見解⁽⁶⁾も主張されている。この見解の趣旨は、21条1項3号の営業秘密領得罪が、営業秘密の不正な使用・開示による法益侵害の危険を高める危険犯であり、特に3号口が規定する複製行為は営業秘密を取り扱う者にとって日常業務と重なり得ることから、将来的な使用・開示につながり得る目的に限定すべきというものである⁽⁷⁾。

このような議論の対立の背景には、営業秘密侵害罪の保護法益に関する見解の相違があるのではないかとする見解⁽⁸⁾もあるが、保護法益論と目的要件の内容にはどのような関係があるのだろうか。

前述②の論者は「不正の利益を得る目的」の「不正の利益」を財産的利益に限定した上で、営業秘密を金銭等に変換・交換するような行為による利益に限定すべきと解する⁽⁹⁾。これに対して、営業秘密侵害罪を財産犯と解し、本罪の保護法益を「企業等が営業秘密を保持することで得られる競争上の利益」であるとする論者は、保護法益をこのように解したとしても「不正の利益」を財産的利益、特に「営業秘密を金銭等に変換・交換するような行為による財産的利益」に限定しなければならない論理的な理由は見出せないと述べている⁽¹⁰⁾。国民経済の健全な発展を目的とする法の趣旨に鑑み、退職の記念や思い出などの非経済的利益を「不正の利益」に含めることに否定的な見解⁽¹¹⁾も主張されているが、営業秘密侵害罪を財産犯として捉えることは、「不正の利益」を財産的利益に限定することに帰結するのだろうか。

立案担当者の解説によると、営業秘密侵害罪の保護法益は事業者の営業上の

(6) 帖佐隆「判例評釈 自動車商品企画情報刑事事件（日産営業秘密刑事事件）最高裁判決」*パテント* 73巻3号（2020年）128～130頁。

(7) 帖佐・前掲注（6）128頁。

(8) 志賀典之「判批」『令和元年度重要判例解説』（有斐閣・2020年）267頁。

(9) 帖佐隆「判例評釈 自動車商品企画情報事件（日産営業秘密事件）地裁判決および高裁判決〔下〕」*特許ニュース* 14758号（2018年）3頁。

(10) 一原重貴子「判例研究 不正競争防止法（平成二七年法律第五四号による改正前のもの）二一条一項三号にいう『不正の利益を得る目的』があるとされた事例（最高裁平成三〇年一月三日決定）」*岡山大学法学会雑誌* 69巻4号（2020年）348頁脚注18。

(11) 本田稔「判批」*法学セミナー* 776号（2019年）125頁。

利益という私益と、公正な競争秩序の維持という公益であるとされている⁽¹²⁾。営業秘密侵害罪は現在に至るまでに複数回の改正を経ているが、平成21年の法改正において目的要件が「不正の競争の目的」から現行法の「不正の利益を得る目的」に変更されたことと、営業秘密の使用・開示に至る前の領得行為を処罰する21条1項3号の規定が設けられたことから、営業秘密侵害罪が財産犯化したとする見解が主張されている⁽¹³⁾。これに対して、営業秘密侵害罪には財産犯の性格しかないと解すると本罪の規定を不正競争防止法に置く理由はなく、不正競争防止法1条に規定される目的に鑑みれば、本罪には公正な競争秩序に対する危険犯の性格がなお残っていると解する見解⁽¹⁴⁾もある。この見解は、営業秘密保有者の個人的利益と競争秩序の維持という公益の双方を保護法益と解する立案担当者の見解と親和的であるものの、現行法21条1項3号の目的要件が「不正の利益」に非経済的な利益を含めることについて、非経済的利益の目的があったとしても行為の危険が高まると解することはできないとして、営業秘密侵害罪の新設当初の目的要件であった「不正の競争の目的」を問題にすべきであると述べている⁽¹⁵⁾。一方、営業秘密侵害罪を財産犯として捉える前述の見解の論者は、「不正の利益」を財産的利益に限定することには否定的である⁽¹⁶⁾。詳細は明らかではないが、行為者が目的とする利益が非財産的なものであったとしても、営業秘密が侵害の対象となった場合にはその財産的価値が損なわれ得ると解しているのではないだろうか。これらの見解を概観すれば、営業秘密侵害罪の保護法益の理解のみによって目的要件の内容が確定するというわけではないといえるだろう。

では、本罪における目的要件にはどのような役割があるのか。

立案担当者の解説によると、図利加害目的は処罰範囲を明確に限定し、違法性を基礎づけるものとされている⁽¹⁷⁾。続いて、明文化されているわけではないものの、図利加害目的に当たらないものとしては、①公益実現を図る目的で、事業者の不正情報を内部告発する行為、②労働者の正当な権利の実現を図

(12) 経産省（編）・前掲注（1）252頁。

(13) 一原亜貴子「営業秘密侵害罪に係る不正競争防止法の平成21年改正について」岡山法学論集60巻3号（2011年）485頁以下。

(14) 内田幸隆「営業秘密侵害罪の基本的性格とその課題について」『市民的自由のための市民的熟議と刑事法 増田豊先生古稀祝賀論文集』（勁草書房・2018年）367～368頁。

(15) 内田・前掲注（14）374頁。

(16) 脚注9参照。

(17) 経産省（編）・前掲注（1）256～257頁。

る目的で、労使交渉により取得した保有者の営業秘密を労働組合内部に開示する行為、③残業目的で、権限を有する上司の許可を得ずに、営業秘密が記載等された文書やUSBを自宅に持ち帰る行為が挙げられている⁽¹⁸⁾。①から③の行為に限らず、正当な目的がある場合には図利加害目的が否定されるというのが法の趣旨であると考えられる。「退職の記念」「思い出のため」といった自己の満足を図る目的があったとしても法益侵害に直接つながるものではないとして、目的要件を動機の問題とする見解⁽¹⁹⁾も主張されている。しかし、営業秘密は「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」(2条6項)と定義されるものであることから、営業秘密が法的保護に値する根拠は高い財産的価値と機密性であるといえる。そうだとすれば、法的保護に値する正当な目的なく営業秘密を取得、使用・開示、領得する行為には、営業秘密を侵害する高い危険性が認められると解するのが法の趣旨であるといえるのではないか。

3. 本決定の射程範囲と意義

目的要件に関する以上の検討を踏まえて、本決定の射程範囲と意義を分析する。

本件第2審は、21条1項3号の目的要件について「高い経済的価値を有する重要な営業秘密を不正競争防止法21条1項3号という極めて当罰性の高い態様で領得した場合に、正当な目的がなく専ら自己又は第三者の何らかの利益を図るためであるときには、その利益の内容が明確かつ具体的な意欲ではなく、また非財産的なものであったとしても、同法21条1項3号における『不正の利益を得る目的』に該当する」と判示する。この判示は、平成21年の法改正によって「不正の競争の目的」から「不正の利益を得る目的」に変更された趣旨が、営業秘密保有者のために行った行為などの正当な目的(正当な社内活動や違法行為是正のために行った行為等)で行われる場合を処罰対象から除外し、処罰範囲の明確化が図られたことを前提とする⁽²⁰⁾。このような目的要件の解釈から、第2審は、被告人には営業秘密保有者のためなどの正当な目的は認められず、被告人が転職先等で直接的又は間接的に営業秘密を参考にしたなどの目的があったことから21条1項3号の適用を肯定した第1審判

(18) 経産省(編)・前掲注(1)257頁。

(19) 内田・前掲注(14)374頁。

(20) 刑集72巻6号655頁。

決には法令適用の誤りはないと述べている。このような第2審の判示は、目的要件に関する立案担当者の見解と親和的であると思われる。

一方、第2審に対して、本決定は一般的な法解釈を示しておらず、被告人の営業秘密の複製行為は勤務先の業務遂行の目的によるものではなく、その他の正当な目的の存在をうかがわせる事情もないことから21条1項3号の適用を肯定する。このことから、本決定は同業他社への転職直前の営業秘密領得という事案に即した事例判断であると解され⁽²¹⁾、本決定の射程範囲は転職直前の営業秘密領得事案に限定されるとの分析⁽²²⁾がなされている。確かに、本決定は目的要件の定義を明示的に述べるものではないが、本決定も第2審判決と同様に、立案担当者の見解に親和的であるといえないだろう。

本件事例の被告人は2回にわたって勤務先の営業秘密の複製を行っているが、いずれも業務遂行以外の目的によるものであることが本決定によって認定されている。本件事例では被告人が2度目の複製を行った直後に複製が発覚したことから、被告人が複製した各データファイルをどのように用いる目的であったのかを特定することはできない⁽²³⁾ものの、勤務先の業務遂行の他の正当な目的がないことから「被告人自身又は転職先その他の勤務先以外の第三者のために退職後に利用することを目的としたものであったことは合理的に推認できる」と判断している。このように、被告人の複製後の具体的な目的や動機が明らかでないにもかかわらず図利加害目的を肯定する背景には、「本人の利益を図る目的」と「正当な目的」の不存在があると考えられ、上告趣意で要求されていた当罰性の高い目的は不要と解しているといえる。

本決定が目的要件の意義について明確に述べていないことから、本決定の射程範囲が転職直前の営業秘密領得事例に限られるとする見解が多数であることは前述の通りである。しかし、営業秘密の領得に際して当罰性の高い目的を要求せず、正当な目的の存在をうかがわせる事情がない場合に「不正の利益を得る目的」を肯定する本決定の趣旨からすれば、被告人が営業秘密を転職後に利用する目的がなく、個人的な思い出のために保管しておくつもりであった場合にも処罰が拡大し得ると考えられる。

（本学法学部准教授）

(21) 判夕匿名解説 107頁。

(22) 志賀・前掲注(8) 267頁、一原・前掲注(10) 346頁、久禮博一・最高裁判所判例解説刑事篇平成30年度 186頁。

(23) 判夕匿名解説 107頁。